

第 67 号議案

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例の件

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年
4 月条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条に次の 1 項を加える。

2 前項（次条及び第 29 条の規定により適用する場合を含む。）の規定にかかわ
らず，都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された神戸国際港都建設計画
特別用途地区として定められた都心機能誘導地区のうち都心機能高度集積地区
（以下「都心機能高度集積地区」という。）において次の各号のいずれかに該
当する施設（当該施設の敷地が当該地区の内外にわたる場合は，当該施設の全
部）を新築しようとする者は，前項の規定による自転車駐車場の設置をしない
ことができる。

(1) 施設の敷地に係る都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に
関する都市計画において定められた建築物の容積率を超えない施設

(2) 施設の敷地に係る都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に
関する都市計画において定められた建築物の容積率を超える施設のうち，
当該施設に係る自転車駐車場の整備についてあらかじめ市長と協議したも
の

第 28 条中「前条」を「前条第 1 項」に，「同条」を「同項」に改める。

第 29 条第 1 項及び第 2 項中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に，「同条」を「同
項」に改める。

第 30 条中「前 3 条」を「第 27 条第 1 項，第 28 条及び第 29 条」に，「第 27 条」を

「第27条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都心機能高度集積地区において次の各号のいずれかに該当する施設（当該施設の敷地が当該地区の内外にわたる場合は、当該施設の全部）を増築しようとする者は、前項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

(1) 施設の敷地に係る都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率を超えない施設

(2) 施設の敷地に係る都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率を超える施設のうち、自転車駐車場の整備についてあらかじめ市長と協議したもの

第30条の2第1項各号列記以外の部分中「第27条から第29条まで」を「第27条第1項、第28条及び第29条」に改め、同項第1号及び第2号中「第27条の表」を「第27条第1項の表」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第27条第2項の規定により自転車駐車場の設置をしないこととした施設及び第30条第2項の規定により自転車駐車場の設置をしないこととした増築後の施設（当該施設のうち、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和2年 月 条例第 号）の施行の日前に建築された部分を除く。）に係る用途の変更をしようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

第32条第1項中「第27条から前条まで」を「第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び前条」に改める。

第33条第1項中「第27条から第31条まで」を「第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条」に改め、「設置」の次に「し」を加える。

第35条第1項中「第27条から第31条まで」を「第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「新条例」という。）第27条第2項及び第30条第2項の規定は、この条例の施行の日前に神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第33条第1項前段の規定による届出を行った者については、適用しない。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後3年を目途として、都心機能高度集積地区（新条例第27条第2項に規定する都心機能高度集積地区をいう。）における自転車駐車場の整備状況や自転車等の放置の状況等を勘案し、同地区における既存の附置義務自転車駐車場の取扱いに係る新条例第4章の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

都心三宮再整備の中で、企業誘致やビル建て替えへの機運を高め、商業・業務など都市機能の高度集積を促進するための方策の一つとして、都心機能高度集積地区において新築・増築の事業者に対して、自転車駐車場の附置義務を免除するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(新築施設における自転車駐車場の設置)

第27条 略

2 前項(次条及び第29条の規定により適用する
 場合を含む。)の規定にかかわらず、都市計
 画法第20条第1項の規定により告示された神戸国
 際港都建設計画特別用途地区として定められた
 都心機能誘導地区のうち都心機能高度集積地区
 (以下「都心機能高度集積地区」という。)に
 において次の各号のいずれかに該当する施設(当
 該施設の敷地が当該地区の内外にわたる場合
 は、当該施設の全部)を新築しようとする者
 は、前項の規定による自転車駐車場の設置をし
 ないことができる。

(1) 施設の敷地に係る都市計画法第8条第1
 項第1号に規定する用途地域に関する都市計
 画において定められた建築物の容積率を超え
 ない施設

(2) 施設の敷地に係る都市計画法第8条第1
 項第1号に規定する用途地域に関する都市計
 画において定められた建築物の容積率を超え
 る施設のうち、当該施設に係る自転車停車場
 の整備についてあらかじめ市長と協議したも
 の

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第28条 商業地域等における前条の表の施設の用
 途の欄に掲げる用途の2以上に供する施設(以
 下「混合用途施設」という。)の新築について
 は、当該用途ごとに同表の自転車駐車場の規模
 の欄に掲げる基準により算定した自転車停車場

前条第1項

の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

同項

(大規模な施設に係る自転車駐車場の規模)

第29条 商業地域等における施設面積が1,000平方メートルを超える施設で次の各号に掲げるものの新築(次項に規定する施設の新築を除く。)については、当該各号に掲げる表の施設の用途の欄に掲げる用途に応じ、同表の施設面積の区分の欄に掲げる部分ごとに、同表の自転車駐車場の規模の欄に掲げる基準によりそれぞれ算定した自転車駐車場の規模を合計して得た自転車駐車場の規模をもつて、第27条の表の自転車駐車場の規模の欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

第27条第1項

同項

(1), (2) 略

2 商業地域等における混合用途施設で各用途の施設面積の合計が1,000平方メートルを超えるものの新築については、当該各用途について前項の規定の例によりそれぞれ算定した自転車駐車場の規模を合計して得た自転車駐車場の規模をもつて、第27条の表の自転車駐車場の規模の欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

第27条第1項

同項

(増築施設における自転車駐車場の設置)

第30条 商業地域等において次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち、この条例の施行の日前に建築された部分(第34条に規定する者が行つた当該工事に係るものを含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなして前3条の規定により算定した自転

第27条第1項、第28条及び第29条

車駐車場の規模から、現にこの条例の規定により設置され、又は設置されているとみなすことができる自転車駐車場の規模を控除して得た規模以上の規模の自転車駐車場を第27条の規定に適合するよう設置しなければならない。

- (1) 第27条の表の施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設についての同表の施設の規模の欄に掲げる規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築
- (2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして用途ごとに第27条の表の自転車駐車場の規模の欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上であるもの

(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の設置)

第30条の2 商業地域等において、次に掲げる用

第27条第1項

第27条第1項

第27

条第1項

2 前項の規定にかかわらず、都心機能高度集積地区において次の各号のいずれかに該当する施設（当該施設の敷地が当該地区の内外にわたる場合は、当該施設の全部）を増築しようとする者は、前項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

- (1) 施設の敷地に係る都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率を超えない施設
- (2) 施設の敷地に係る都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率を超える施設のうち、自転車駐車場の整備についてあらかじめ市長と協議したもの

途の変更（建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項本文に規定する場合に限る。）をしようとする者は、当該用途の変更後の施設（当該施設のうち、この条例の施行の日前に用途が変更された部分（第34条に規定する者が行った当該工事に係るものを含む。）を除く。）を全て新築したとみなして、第27条から第29条までの規定により算定した自転車駐車場の規模（以下この条において「用途の変更後の規模」という。）から、現にこの条例により設置され、又は設置されているとみなすことができる自転車駐車場の規模を控除した規模（現にこの条例により設置され、又は設置されているとみなすことができる自転車駐車場の規模が用途の変更後の規模を上回る場合は、用途の変更後の規模）の自転車駐車場を設置しなければならない。

(1) 第27条の表の施設の用途の欄に掲げる施設についての同表の施設の規模の欄に掲げる規模となるものについての用途の変更

(2) 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設を全て新設したものとみなして用途ごとに第27条の表の自転車駐車場の規模の欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上であるもの

2 前項の用途の変更と同時に前条に規定する増築をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に増築がされるものとして自転車駐車場の規模を算定する。

第27条第1

項、第28条及び第29条

第27条第1項の表

第27条第1項の表

前条第1項

3 前2項の規定にかかわらず、第27条第2項の規定により自転車駐車場の設置をしないこととした施設及び第30条第2項の規定により自転車

(自転車駐車場の構造及び設備)

第32条 第27条から前条までの規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 略

(自転車駐車場の設置の届出)

第33条 第27条から第31条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(自転車駐車場の管理等)

第35条 第27条から第31条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するよう管理しなければならない。

2, 3 略

駐車場の設置をしないこととした増築後の施設(当該施設のうち、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例(令和2年月条例第号)の施行の日前に建築された部分を除く。)に係る用途の変更をしようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び前条

第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条 し

第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条